公益社団法人大分県トラック協会

安全性優良事業所認定制度なおける永年継続表彰要領

（目的）

第１条　　この規程は「貨物自動車運送事業の輸送の安全」について長期間に渡り、安全対策の徹底等により荷主や社会に対して多大な貢献をしている（公社）大分県トラック協会加盟会員事業所に対する表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰の対象事業所）

第２条　　表彰の対象事業所は下記の全てに該当するものとする。

➀公益社団法人大分県トラック協会会員事業所

②継続して１０年以上にわたり、安全性優良事業所認定を受けている事業所

③国土交通省に提出する第一当事者となる重大事故の発生が無い事業所

④国土交通省による行政処分等が無い事業所

（表彰の審査・決定）

第３条　　適正化事業委員会で審査し、理事会で承認を受け決定する。

（申請の時期）

第４条　　申請する者は、毎年３月末までに所定の書類を（公社）大分県トラック協会に提出する。

（表彰の時期）

第５条　　表彰は（公社）大分県トラック協会定時総会で行う。

（表彰の取り消し）

第６条　　表彰日までに、安全性優良事業所の認定取り消し及び重大事故、行政処分等が発生した場合は、表彰の取り消しを行うこととする。

附則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。